# 【埼玉県立大学　入学試験に係る不正行為について　（事前通知）】

①　以下のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、受験資格を失うことになります。また、悪質と判断された場合は、警察に被害届を提出する場合があります。

ア　志願票、受験票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票に本人以外の写真を貼ることなど。）をすること。

イ　カンニング（試験に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。

ウ　他の受験者のカンニングを手助けすること。

エ　配付された問題を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。

オ　解答用紙を試験室から持ち出すこと。

カ　開始の指示の前に、問題を開いたり、解答を始めたりすること。

キ　試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む)、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。

ク　試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル・タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類を使用すること。

ケ　終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

②　上記①以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、①と同様です。

ア　試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む)、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル・タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり、手に持っていること。

イ　試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。

ウ　試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。

エ　試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

オ　試験場において監督者、面接官等の指示に従わないこと。

カ　その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること